

うるま市火葬場整備事業
【火葬炉設備工事】

優先交渉権者選定基準

令和5年11月28日
令和6年3月1日修正版

うるま市

目次

| | |
|--------------------------|---|
| 1 優先交渉権者選定基準の位置付け..... | 1 |
| 2 審査等の概要..... | 1 |
| (1) 審査の方式..... | 1 |
| (2) 審査の方法..... | 1 |
| (3) 審査等の流れ..... | 2 |
| 3 資格審査..... | 3 |
| 4 提案審査..... | 4 |
| (1) 基礎審査..... | 4 |
| (2) 定量化審査..... | 4 |
| (3) 総合評価点の算定及び順位の設定..... | 5 |
| 5 優先交渉権者の決定..... | 6 |
| 別紙 提案内容の評価の項目..... | 7 |
| 1. 提案内容の評価の項目及び配点..... | 7 |
| 2. 提案内容の評価の項目及び評価基準..... | 8 |

用語の定義

募集要項で用いる用語を以下のとおり定義する。また、今後本事業に関連する書類についても同様とする。

市：うるま市をいう。

本 事 業：うるま市火葬場整備事業【設計・建設工事】及び【火葬炉設備工事】それぞれに関連する書類上において、対象とする事業をいう。

本 施 設：本事業において設計・建設されるうるま市火葬場及び関連する付属棟等をいう。

火 葬 炉 設 備：本施設のうち、火葬に必要な全ての設備（機械設備、電気設備及び計装設備を含む）を総称していう。

建 築 物 等：本施設のうち火葬炉を除く建築物及び建築附帯電気設備、建築附帯機械設備、外構等を総称していう。

建 設 地：本事業を実施する区域をいう。

事 業 者：本事業に関わる全ての企業をいう。

建 築 事 業 者：市と設計・建設工事請負契約を締結し、建築関係の事業を実施するものによる協働企業体をいう。

火葬炉設備事業者：市と火葬炉設備工事請負契約を締結し、火葬炉設備の事業を実施する企業をいう。

1 優先交渉権者選定基準の位置付け

この優先交渉権者選定基準は、市が本事業を実施する火葬炉設備事業者を募集及び選定するに当たり、応募に参加しようとする者に配布する「募集要項」と一体のものである。

本書は、火葬炉設備事業者を選定するに当たって、最も優れた提案を行った者を選定するための方法及び評価基準等を示し、応募者の行う提案に対して具体的な指針を示すものである。

2 審査等の概要

(1) 審査の方式

本事業を実施する火葬炉設備事業者には、火葬炉設備の設計及び建設等を通じて、火葬炉設備事業者の広範かつ高度な能力やノウハウ等（設計技術力、建設技術力等）と事業実施における経済性とを総合的に評価する必要がある。

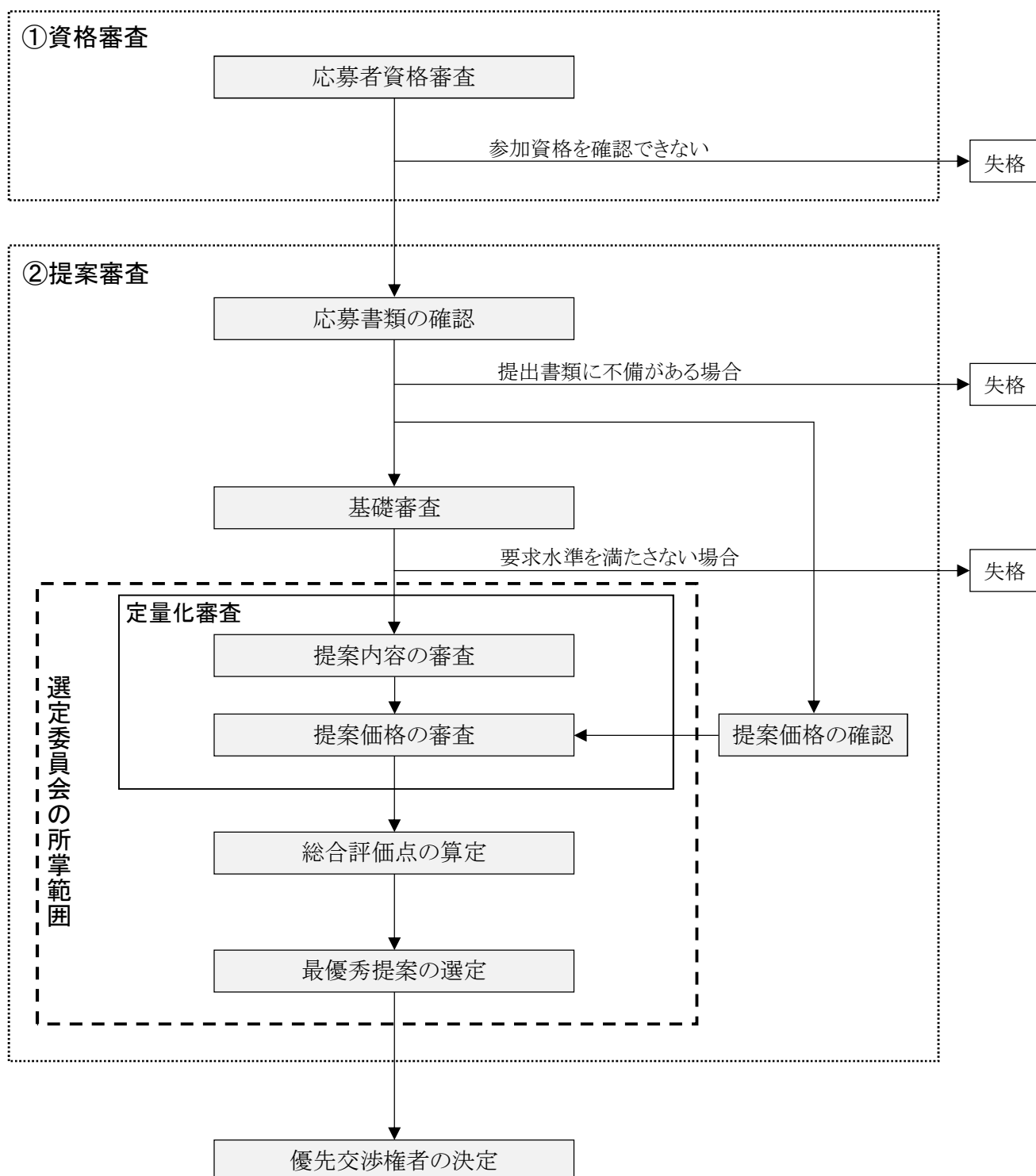
したがって、火葬炉設備事業者の選定は、提案価格及び価格以外の要素（事業実施能力並びに設計及び建設能力等）を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により行う。

(2) 審査の方法

優先交渉権者の選定方法は、資格審査と提案審査（基礎審査、定量化審査）の段階的審査により実施する。市は、提案内容の審査に関して「うるま市火葬場整備事業(設計・建設／火葬炉設備)工事に係る企画提案選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の審査結果を踏まえて、優先交渉権者を決定する。

(3) 審査等の流れ

審査等の流れは、以下のとおりとする。



3 資格審査

市は、参加資格審査申請書類について、募集要項に記載の「応募者の備えるべき参加資格要件」（以下「参加資格要件」という。）を満たしていることを確認する。なお、資格不備の場合は、失格とする。

参加資格審査申請書による審査結果は、応募者に対し通知する。

4 提案審査

(1) 基礎審査

市が基礎審査において確認する項目は、次のとおりである。

なお、基礎審査の実施に際し、応募者に対して提案内容に関する疑義を書面にて確認する
場合がある。

| 基礎審査における確認項目 |
|--------------------------------------|
| 要求水準書に示された要求水準について満たしていること |
| 募集要項及び様式集に示す提案書の作成に関する条件について満たしていること |
| 明らかに実現が困難な提案でないこと |

(2) 定量化審査

ア 提案内容の評価の方法

選定委員会は、応募者より提出された提案書類の各様式に記載された内容について評価
を行い、評価項目ごとに得点を付与する。

イ 提案内容の評価の項目及び配点

提案内容の評価の項目及び配点は、下表のとおりである。

なお、提案内容の評価の項目及び配点については、本事業に対して民間の創意工夫を期
待する度合いを勘案して設定したものであり、配点はその重みを示すものである。

提案内容に関する審査項目の詳細は、「別紙 提案内容の評価の項目」を参照すること。

| 審査項目 | 配点 (案) |
|---------------------|-------------|
| 提案内容に関する事項 | 90点 |
| 設計・設置工事に関する事項 | 36点 |
| 維持管理・運営支援システムに関する事項 | 24点 |
| 業務計画に関する事項 | 20点 |
| その他 | 5点 |
| プレゼンテーション及びヒアリング | 5点 |
| 提案価格に関する事項 | 10点 |
| 合計 | 100点 |

ウ 提案内容に関する事項の詳細評価

提案内容に関する事項の審査においては、「別紙 提案内容の評価の項目」に示す評価視点の項目ごとに各委員が審査を行い、下表に示す5段階評価により得点を付与する。

| 評価 | 判断基準 | 得点化方法 |
|----|--------------------------|-------------|
| A | 当該審査項目について特に秀でて優れている | 各項目の配点×1.00 |
| B | 当該審査項目について秀でて優れている | 各項目の配点×0.75 |
| C | 当該審査項目について優れている | 各項目の配点×0.50 |
| D | 当該審査項目についてわずかに優れている点を認める | 各項目の配点×0.25 |
| E | 当該評価項目について優れている点が認められない | 各項目の配点×0.00 |

エ 審査項目の得点化方法

(ア) 提案価格の得点化方法

価格点の算出は、以下の方法とする。

$$\text{提案価格審査点} = 10\text{点} \times \frac{\text{全提案中最も低い提案価格}}{\text{当該提案参加者による提案価格}}$$

※得点は、小数点第3位以下は四捨五入し、小数点第2位までを求める。

(イ) 提案内容の得点化方法

提案内容については、評価の項目の合計点を提案内容審査点とする。

(3) 総合評価点の算定及び順位の決定

選定委員会は、提案価格審査の得点と提案内容審査の得点の合計（総合評価点）が最も高い提案を行った応募者を1位とし、以下、総合評価点の高い順に順位を決定する。

なお、総合評価点が同じとなった応募者が2者以上いる場合は、提案内容審査点の高い応募者より順位を決定する。さらに提案内容審査点と同じ場合は、別紙 提案内容の評価の項目の1. 提案内容の評価の項目及び配点における「1）設計・建設に関する事項」の得点が高い応募者より順位を決定する。それにも関わらず「1）設計・建設に関する事項」の得点が高い場合は、**委員長の提案内容審査点が高い応募者**より順位を決定する。

$$\text{総合評価点} = \text{提案価格審査点} + \text{提案内容審査点}$$

5 優先交渉権者の決定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定し、優先交渉権者と事業契約の交渉及び締結の手続きを行う。

別紙 提案内容の評価の項目

1. 提案内容の評価の項目及び配点

| 評価項目 | 評価視点 | 配点(点) | |
|------------------------|---------------------|-------|----|
| 1) 設計・設置工事に関する事項 | ①火葬炉整備に関する基本的な考え方 | 5 | 36 |
| | ②火葬炉設備の性能 | 12 | |
| | ③火葬炉設備の環境に対する配慮 | 8 | |
| | ④火葬炉設備の安全対策及び非常時の対応 | 8 | |
| | ⑤施工計画 | 3 | |
| 2) 維持管理、運営支援システムに関する事項 | ①維持管理に関する配慮 | 12 | 24 |
| | ②運営支援システムの性能 | 12 | |
| 3) 業務計画に関する事項 | ①実施体制 | 5 | 20 |
| | ②工程計画 | 4 | |
| | ③リスク管理計画 | 4 | |
| | ④地域への波及効果等 | 7 | |
| 4) その他 | ①自由提案 | 5 | 5 |
| 5) プレゼンテーション及びヒアリング | ①プレゼンテーション及びヒアリング | 5 | 5 |
| 合計 | | 90 | 90 |

2. 提案内容の評価の項目及び評価基準

| 評価項目 | 配点 | 重視する点 | 様式 |
|------------------------|-----|---|------|
| 1) 設計・設置工事に関する事項 | 36点 | | 4号 |
| ① 火葬炉設備に関する基本的な考え方 | 5点 | ア 事業の目的、施設の整備方針、葬送習慣、事業区域の特性等を十分に理解したうえで提案されているか イ 火葬炉整備業務の実施体制は、役割・責任分担や実績などに裏付けられた効果的な人員配置、有資格者の配置で構築されているか | 4号-1 |
| ② 火葬炉設備の性能 | 12点 | ア 主燃焼炉の燃焼効率の向上および再燃焼炉のばい煙、臭気の除去に効果的な提案がされているか イ 排ガスの処理や集塵装置など、有害物質や臭気の除去に関する適切な目標値の設定および目標を達成する提案がされているか ウ 塩害など本施設が立地する地域特有の条件下でも十分に耐久性を発揮する材料の選択、設計がされているか | 4号-2 |
| ③ 火葬炉設備の環境に対する配慮 | 8点 | ア 事業区域内外及び建物内の環境保全対策(大気、騒音、振動、悪臭、ダイオキシン等)が提案されているか イ 環境にやさしいエネルギー、資源・マテリアル対策、LCCO ₂ の削減、工事中のリサイクル対策等の工夫がなされた火葬炉設備計画が提案されているか | 4号-3 |
| ④ 火葬炉設備の安全対策及び非常時の対応 | 8点 | ア 火葬炉運転職員が安全に火葬業務に従事するための対策について、火葬制御に関するシステムの具体的な提案がされているか イ 災害・故障時について、炉の燃焼の安全停止、火葬炉制御システムのバックアップなど、具体的な提案がされているか | 4号-4 |
| ⑤ 施工計画 | 3点 | ア 工程管理・工法について、建築事業者との調整方法や仮設計画など円滑に工事が進めるための提案がされているか | 4号-5 |
| 2) 維持管理、運営支援システムに関する事項 | 24点 | | 5号 |
| ① 維持管理に関する配慮 | 12点 | ア 日常の運営や火葬炉設備のメンテナンスの容易性など、維持管理に対する安全性、経済性、ライフサイクルコストの軽減等を考慮した具体的な工夫が提案されているか イ 火葬炉設備の仕様や配置計画など、将来的に他メーカーでの更新も考慮した提案がされているか ウ 燃焼状況や排気ガス成分状況のモニタリングや記録保管の対応は、適切に提案されているか | 5号-1 |
| ② 運営支援システムの性能 | 12点 | ア 運営支援システムは、利用者及び管理者の利便性に配慮した、効果的な提案がされているか イ セキュリティ対策について、具体的な提案がされているか ウ システムの改修や更新時の対応、非常時のバックアップに関する具体的な提案がされているか | 5号-2 |

| 3) 業務計画に関する事項 | 20点 | | 6号 |
|---------------------|-----|---|------|
| ①実施体制 | 5点 | ア 本事業に対する姿勢、技術力は実績に基づいたものであり、業務遂行にあたり信頼性があるか イ 火葬炉設備の受託実績が十分であるか ウ セルフモニタリング等の品質管理についての具体的提案や実施体制、市に対する報告体制等は、信頼性があるか | 6号-1 |
| ②工程計画 | 4点 | ア 火葬炉設備事業者及び市のチェック期間や手続き期間の考慮など、妥当な設計工程が提案されているか イ 施工実績などに基づく工事計画であり、ゆとりある工事工程が提案されているか | 6号-2 |
| ③リスク管理計画 | 4点 | ア 不測の事態を想定したリスク管理が十分に検討され、かつ、危険予測・安全管理に関するガイドライン及びマニュアル整備等の体制が整えられているか イ 不測の事態発生時の事業継続のための施策や、有効なバックアップ体制が構築されているか | 6号-3 |
| ④地域への波及効果等 | 7点 | ア 地域経済への具体的な効果が計画されているか イ 地域資源を効果的に活用する計画となっているか ウ その他、実現可能な特色ある内容が計画されているか | 6号-4 |
| 4) その他 | 5点 | | 7号 |
| ①自由提案 | 5点 | ア 本事業の目的をよく理解し、要求水準で定めた項目以外で有効な提案がなされているか | 7号-1 |
| 5) プレゼンテーション及びヒアリング | 5点 | | - |
| ①プレゼンテーション及びヒアリング | 5点 | ア 本市火葬場の現状の認識や本事業の目的、条件、内容等の理解が十分か イ 提案説明は、適正になされているか ウ 質問に対して、内容を理解し的確に答えられているか | - |